

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2022年度第2号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2024年10月4日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2022年8月18日付け22町政企第580号(2022年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2022年2月8日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報利用等の中止請求に対して、処分庁が2022年2月28日付け21町政企第1835号の2で行った、請求が町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という)第24条に定める請求要件を満たしていないことを理由として当該請求に応じないこととした個人情報非開示等決定処分は妥当ではないため、この決定を取り消し、利用等の中止の適否について再検討すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2022年2月28日付け21町政企第1835号の2で行った個人情報非開示等決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、故人である子、「○○○○(以下「故人」という。))が作

成した遺書」及び「故人が作成した及び遺書に関して作成された一切の文書」の利用等の中止を求め、本件条例第24条の規定に基づき、2022年2月8日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「故人が作成した遺書及び故人が作成した遺書に関して作成された一切の文書」（以下「本件対象文書」という。）を対象とする個人情報利用等の中止請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、2022年2月28日付け21町政企第1835号の2「個人情報非開示等決定通知書」により、本件条例第24条に定める請求要件を満たしていないとして、本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2022年5月27日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2022年6月24日付け22町政企第311号の2「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2022年7月22日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2022年8月18日付け22町政企第580号「個人情報非開示等決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2023年11月20日	審議
2024年1月30日	審議
2024年2月14日	審査請求人による口頭意見陳述
2024年3月19日	審議
2024年5月21日	審議
2024年7月19日	審議
2024年8月20日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において次のとおり主張した。

保有している個人情報は、故人の作成した心情等に関する文書であり、遺族は行政機関が保有することに同意しておらず、本来行政機関が保有すべき情報ではない。加えて、本来外部提供がなされる性質のものではな

いにもかかわらず、外部提供がなされており、故人の尊厳を侵害し、また遺族の敬愛の情を侵害するものである。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

本件条例第24条において、市民は、自己に関する保有個人情報について、その保有個人情報の利用等の中止を請求することができる旨の規定がある。しかし、本件対象文書は請求人の自己に関する保有個人情報ではないため、同条に定める請求要件を満たしていない。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した

(1) 本件対象文書に記載された情報は、審査請求人の「自己に関する保有個人情報」に該当する。

(2) 本件対象文書には、死者である故人が作成した遺書及び遺書に関する情報（以下「本件個人情報」という。）が記載されている。

本件個人情報は、死者に関する個人情報ではあるが、当該個人情報が生存する家族である利用等中止請求者の「自己の個人情報」に該当すると言える場合もあるのであって、「自己の個人情報」に該当するかどうかについては、本件条例の趣旨目的に照らし、また、当該情報の内容と当該個人との関係により個別に検討して判断すべきである。

(3) 本件条例は、「市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的」とするものである。（本件条例第1条）

そして、条例に定める「個人情報」とは「個人生活に関し特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」ものであり（本件条例第2条第2号）、「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」ものである。（本

件条例第2条第3号)

個人情報には、死者に関する個人情報も含まれるものであるところ、それは死者の情報であったとしても、適正に管理する必要があるためである。

したがって、死者の情報であったとしても、当該死者の個人情報は適正に管理されるべきものであることは論を俟たない。

本件利用等中止の請求は、本件条例第24条第1項の「自己に関する保有個人情報」について、その保有個人情報の利用等の中止を定めるものである。

本件条例第24条第1項は、利用等中止できる情報については、死者の情報については何ら規定されていないところであるが、しかしながら、市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政の実現を図るという条例の趣旨目的に照らせば、死者に関する情報であったとしても、適正に管理されるべきことに変わりはなく、したがって、その相続人において、死者の尊厳の擁護のために適正な管理として利用等中止の請求を求めることができると解するべきである。

よって、死者の個人情報であったとしても、適正な個人情報の管理のためにその相続人等において利用等中止の請求ができるべきであり、一概に第24条の「本件対象文書」は、請求人の自己に関する保有個人情報ではないとして請求を拒むべきではない。

- (4) そして、本件個人情報は、「故人が作成した遺書」であるところ、遺書は死者自身が残された遺族に対し、死後に自身の考えについて記載されたものであり、その内容はそもそも遺族に対して向けられたものであるし、死に関する事実が記載されているものであるから、記載の内容は死者の相続人の第三者に対する損害賠償請求権の基礎となるものである。

審査請求人は故人の遺族であり、そもそも遺書は審査請求人に対して向けられたものであること、さらに、審査請求人は、故人の死の原因となった者に対して損害賠償請求権を有することになりうるものである。

したがって、本件各情報は、そもそも故人の遺族である審査請求人に向けられたものであること、さらには故人の相続人として損害賠償請求をするか否かの検討にとって重要なものであり、故人の遺族である審査

請求人の個人情報、すなわち審査請求人の「自己に関する保有情報」に該当すると解すべきである。

よって、本件死者に関する情報が当該死者の遺族の個人情報をも形成するものであるから、本件審査請求人による利用等中止請求は、遺族である審査請求人が自身の個人情報としてその利用等中止の請求を求めた場合と同じであり、第24条の「本件対象文書」は審査請求人の「自己に関する保有情報」であり、請求人の自己に関する保有個人情報ではないため、請求要件を満たしておらず、請求に応じないとした町田市長の非開示等決定処分は違法である。

- (5) なお、本件条例第20条第1項は、「自己に関する保有個人情報の閲覧、視聴及び写しの交付（以下これらを「開示」という。）」の請求を定めるものであるところ、開示請求の場合は条例第20条第4項において、「保有個人情報に係る本人が死亡した場合における当該保有個人情報については、当該死亡した者と一定の身分関係にある者として規則で定める者に限り、第1項の規定による開示の請求をすることができる。」と定められており、死者が未成年であった場合の死者の親権者について、当該死者に係る保有個人情報の開示請求が認められるところ（本件条例施行規則第10条の3第4号）、利用等中止の請求においてのみ、対象とならないとする理由はない。

第5 審査会の判断

1 本件について

本件は、実施機関である町田市長（以下、「実施機関」という。）が保有する故人が作成した本件対象文書について、故人の生前の親権者（法定代理人）である審査請求人が、本件条例第24条第1項に基づき、2022年2月8日付けで行った利用等の中止を内容とする請求（以下、「本件請求」という。）に対して、実施機関が、対象文書が「請求人の自己に関する保有個人情報ではない」ことを理由として請求に応じなかった事案である。

2 本件条例第24条に基づく本件請求について

本件請求は、故人である未成年に係る保有個人情報について、生前法定

代理人であった遺族から、本件条例（以下、条文は本件条例）第24条第1項に基づき利用等中止の請求がなされている。

未成年者の法定代理人は、開示請求については、第20条第2項及び第3項で、「(未成年者)本人に代わって」請求をすることができるとするいわゆる代理請求が認められており、これを準用する形で、「利用等の中止の請求」も認められている（第24条第2項）。本人が死亡した場合の当該本人の保有個人情報については、その地位が失われるため、法定代理人たる地位でこれを請求できないこととなるが、開示請求について定める第20条第4項で、「当該死亡した者と一定の身分関係にある者として規則で定める者」について請求ができるとし、「死亡時において未成年者であった死者の親権者」を挙げている（廃止前の町田市個人情報保護条例施行規則（以下、単に「規則」という。）第10条の3第4号）。

しかしながら、開示請求について定める同規定は、利用等の中止の請求について、（第24条第2項のように）準用規定が設けられておらず、その意味では、第24条においては、死亡した場合の未成年者の保有個人情報の請求について規定されていないことになる。審査請求人は、故人の死亡に伴ってすでに法定代理関係にはなく、また、本件請求を規定する第24条において、第20条第4項を準用する規定がないことから、本件請求が認められるかどうかが問題となる。

3 死者の個人情報の請求を定める本件条例第20条第4項について

「保有個人情報に係る本人が死亡した場合における当該保有個人情報」における開示請求について規定する第20条第4項は、上述の通り、開示請求権者について、「当該死亡した者と一定の身分関係にある者として規則で定める者」とし、これを定める規則第10条の3各号において次のように定めている。

- ① 死者から財産を相続した相続人については、相続した当該財産に係る当該死者の保有個人情報
- ② 死者の死に起因して取得した慰謝料等の請求権（前号に掲げるものを除く。）を有する者のうち、当該死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）その他相続権を有する者については、当該請

求権に係る当該死者の保有個人情報

③ 死者から財産の遺贈を受けた者のうち、当該死者の配偶者その他相続権を有する者については、遺贈を受けた当該財産に係る当該死者の保有個人情報

④ 死亡時において未成年者であった死者の親権者については、当該死者に係る保有個人情報

⑤ 市長が審議会の意見を聴いた上で相当と認めた者

これらは、⑤を除いて、「当該死亡した者と一定の身分関係にある者」として定型的に定められたものであるが、例えば、①から③は、請求者本人の正当な権利に基づくものといえることができ、④は、親権者という生前の資格において、死者の生前の保有個人情報に対して請求権を認めているようにもみえるが、各地の自治体の答申例にもみられるように（また、町田市においてもそう判断してきたように）、死亡した本人との密接性を基準として、請求者自身の保有個人情報といってよい場合で、定型的に判断できる場合として挙げられている。すなわち、規則第10条の3各号で定められているものは、（審議会の意見を聞いた上で市長が相当と認めたものとする⑤を除いて）いずれも、死亡した個人の生前の保有個人情報ではあるが、これを請求する請求者自身の保有個人情報として請求可能な場合を定型的に定めたものと解するのが相当である。

4 本件請求の可否について

開示請求にかかる第20条第4項は、これを具体的に定める規則第10条の3（第5号を除く）からも明らかなとおり、故人の個人情報について、生前の地位を、個人の死亡後にも拡張して、その地位があるものと「みなす」規定ではなく、請求者本人の個人情報について定めたもので、定型的に判断できる場合を規則で列挙しているに過ぎない。

したがって、第24条第1項に基づく利用等の中止の請求において、第20条第4項の準用規定がなかったとしても、請求者本人の個人情報であるかどうかを判断すればよく、その際、故人の個人情報でありながら、請求者本人の個人情報であるかどうかについて、定型的に定めた第20条第4項に基づく規則第10条の3はその手がかりであり、これと別意に判断する理由は見当たらない。

また、第20条第4項にかかる個人情報について、第20条第1項で開示を受けた情報について、第22条の訂正の請求、第23条の消去等の請求、第24条の利用等中止の請求が認められないというのも不合理であり、その意味では、第20条第4項の規定の準用を欠くこれらの規定は、無用な混乱をもたらす「法（条例）」の欠缺であると言って差し支えない。

5 結論

以上のとおりであるから、審査請求人は、故人が生前、家族として生活を共にしており、本件対象文書自体、審査請求人が保有したものであったことも踏まえると、故人との密接性において審査請求人の自己情報と考えてよく、かかる条文の趣旨を理解せず、準用がないことをもって機械的に請求を認めなかった実施機関の判断は誤りである。

ただし、実施機関が、条例に照らして利用等の中止の可否について判断していない以上、これを実施機関に差し戻すこととし、実施機関は、改めて請求時に遡って、請求が認められるかどうか判断すべきである。